⑬　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑭　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Nakazima, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work for Area 1 Pavement at Naha airport second runway

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 16 November 2018.

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 5 February 2019. (tenders brought with 2 : 00 P.M. 5 February 2019 or submitted by registered mail 2 : 00 P.M. 5 February 2019)

(6)　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2－1－1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 10 月 26 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　山清路防災１号トンネル工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　長野県東筑摩郡生坂村東広津地先他

(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝約632m　ＮＡＴＭ（機械掘削方式）Ｌ＝約632m　内空断面積　約65㎡　掘削工（上半）約622m　掘削工（下半）約628m　支保工　約631m　覆工コンクリート　約347m　防水工　約347m　インバート工　約632m　坑内付帯工　１式　坑門工　２箇所　掘削補助工（充填式フォアポーリング）１式(注入式長尺鋼管フォアパイリング）１式　仮設工　１式　発生土受入地造成工　１式　新技術の現場実証に要する費用　１式

指定部分１　新技術の実証に係る部分

(5)　工期　契約締結の翌日から平成32年７月31日まで。

指定部分１　平成31年12月16日まで

(6)　使用する主要な資機材　コンクリート　約8,100㎥、鉄筋　約216ｔ

(7)　本工事は、入札時に「技術提案［新技術の実証］」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8)　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

(9)　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10)　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。閲覧方法等の詳細は入札説明書による。

(11)　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

詳細は入札説明書による。

(12)　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

(13)　本工事は、求める技術提案を最大３提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。

(14)　本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進(Ⅱ)型工事である。

(15)　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する生産性向上チャレンジの試行対象工事である。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(4)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

(ｱ)　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。

(ｲ)　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が60㎡以上の工事であること。

ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は「同一工事であること」。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6)　工事全般の施工計画が適正であること。

(7)　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。